

令和 3 年度
千葉市環境審議会
第 1 回環境総合施策部会
議 事 録

令和 3 年 9 月 3 日（金）

千葉市環境局環境保全部環境総務課

令和３年度千葉市環境審議会 第１回環境総合施策部会 議事録

1 日 時

令和３年９月３日（金） １６時４５分～１８時１２分

2 場 所

千葉中央コミュニティセンター ７階 ７－１会議室

3 出席者

（委員）伊藤康平委員、高梨園子委員、渡辺静子委員

（以下オンライン出席）

石川弘委員、石崎勝己委員、大串和紀委員、鎌田寛子委員、
倉阪秀史委員、福地健一委員、前野一夫委員

（計１０人）

（事務局）安西環境保全部長、松本環境総務課長、秋山温暖化対策室長、
奥村環境総務課長補佐

4 議 題

- （１）部会長及び副部会長の選出について
- （２）千葉市環境教育等基本方針（案）について（答申）
- （３）千葉市地球温暖化対策実行計画について（諮問）

5 議事の概要

- （１）議題１において、委員の互選により、部会長に前野一夫委員を、副部会長に倉阪秀史委員を選出した。
- （２）議題２において、環境教育等推進専門委員会の調査研究結果の報告後、千葉市環境教育等基本方針（案）について千葉市環境審議会会長から千葉市長に答申した。
また、環境教育等推進専門委員会を本日付けで廃止した。
- （３）議題３において、千葉市地球温暖化対策実行計画について千葉市長から千葉市環境審議会会長に諮問した。また、部会長が地球温暖化対策専門委員会の構成委員を指名した。

6 配付資料

- 資料１ 千葉市環境審議会環境総合施策部会委員名簿
- 資料２－１ 千葉市環境教育等基本方針（案）の概要
- 資料２－２ 千葉市環境教育等基本方針（案）
- 資料２－３ 「千葉市環境教育等基本方針（案）」に関するパブリックコメント
手続の実施結果について
- 資料２－４ 意見の概要と市の考え方
- 資料３－１ 千葉市地球温暖化対策実行計画について（諮問）
- 資料３－２ 千葉市地球温暖化対策実行計画の策定について

参考資料 1 千葉市気候危機行動宣言

参考資料 2 千葉市と㈱ウェザーニューズとの気候変動への対策の推進に関する協定書

7 会議経過

《開 会》

16時45分 開会

【奥村環境総務課長補佐】 それでは、皆様おそろいですので、ただいまから令和3年度千葉市環境審議会第1回環境総合施策部会を開会させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、審議会でお疲れと存じますが、引き続きご審議のほど、よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、千葉市環境審議会運営要綱第3条第3項の規定により、委員の半数以上の出席が必要でございます。本日は委員総数10名のうち7名の方がオンラインにより、3名の方が来場により出席いただいておりますので10名となり、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本部会から倉阪秀史委員がオンラインで出席されておりますので、ご紹介させていただきます。

【倉阪委員】 倉阪でございます。千葉大学で環境政策等を教えております。よろしくお願いいたします。

【奥村環境総務課長補佐】 また、鈴木委員は所用のため欠席との連絡をいただいております。

続きまして、会議資料につきましては、次第に記載のとおりでございます。なお、資料につきましては、事前に配付させていただいたものと内容に相違ございません。

また、画面による共有はいたしませんので、資料ファイルをすぐ確認できる状態にさせていただくよう、あらかじめご用意をお願いいたします。よろしいでしょうか。

なお、本日の会議ですが、先ほどの環境審議会でもお知らせしましたとおり、千葉市情報公開条例第25条の規定により公開することとなっております。また、議事録につきましても公表することになっておりますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

最初に、会議の議長でございますが、環境審議会運営要綱第3条第2項の規定により部会長が行うことになっておりますが、部会長が決まるまでの間、安西環境保全部長が議事の進行を務めさせていただきたいと存じます。

《議題1 部会長及び副部会長の選出について》

【安西環境保全部長】 大変僭越ではございますが、部会長が決まるまでの間、議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題（1）の部会長及び副部会長の選出につきまして、お諮りいたします。

部会長、副部会長の選出方法につきましては、千葉市環境基本条例第28条第3項の規定により委員の互選となっておりますが、ご推薦等ございましたらお願いいたします。

渡辺委員、お願いいたします。

【渡辺委員】 前回に引き続き、部会長は前野委員に、副部会長は倉阪委員にお願いしてはいかがでしょうか。

【安西環境保全部長】 ありがとうございます。

ただいま渡辺委員より、部会長には前野委員を、副部会長には倉阪委員をとのご提案がありましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【安西環境保全部長】 ありがとうございます。

部会長は前野委員に、副部会長は倉阪委員にお願いしたいと思います。

それでは、私は任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

【奥村環境総務課長補佐】 ここで、部会長、副部会長を代表して、前野部会長からご挨拶をお願いいたします。

【前野部会長】 ただいま選出していただきました前野でございます。僭越ながら、会長ということで担当させていただきたいと思います。

環境基本方針に関しては、国際的な情勢が大きく変化して我が国の法律も今変化しつつありますので、ハードルが急に上がってしまったなという印象があります。千葉市としても、特徴のある、かつターゲットとうまくマッチングしたような施策を、皆様のご指導の下にまとめていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

副部会長には倉阪委員、非常に心強い副部会長がいらっしゃいますので、ぜひいろいろお教えいただきまして、皆様のご意見をまとめていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【奥村環境総務課長補佐】 前野部会長、ありがとうございました。

それでは、ここからの議事の進行につきましては、前野部会長にお願いいたします。

《議題２ 千葉市環境教育等基本方針（案）について（答申）》

【前野部会長】 早速、議事を進行させていただきたいと思っております。

それでは、議題の（２）千葉市環境教育等基本方針（案）につきまして、議論をお願いしたいと思います。その前に、通常であれば専門委員会の委員の指名を行うところでございますが、本日の議題に関わることから、議題の（２）と（３）におきまして、それぞれ議論していきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議題（２）の「千葉市環境教育等基本方針（案）について」に移らせていただきます。

環境教育等推進専門委員会の調査研究結果につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

【秋山温暖化対策室長】 温暖化対策室の秋山でございます。

私から議題（２）の説明をさせていただきます。資料は、資料２－１から２－４でございます。その前に、若干、千葉市環境教育基本方針の見直しの経緯について、ご説明させていただきます。

千葉市では、「千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針」を、２００５年（平成１７年）３月に策定し、それに基づきまして環境教育

及び環境保全活動を進めていく方針ということで、環境教育等に関する取組みを推進してまいりました。

先ほど、部会長からご挨拶をいただきましたが、国内外における環境教育等に取り組む状況に大きな変化が生じておりまして、その変化にも対応するため、今回新たにこの教育基本方針を策定するという事で、本審議会に、令和元年8月5日付けで当該基本方針の見直しを諮問させていただきました。

その上で、令和2年の1月に部会の中に環境教育等推進専門委員会を設置させていただきました。前野部会長を委員長とし、副委員長は、当時千葉県環境生活部次長の森様、そして、臨時委員として4名いらっしゃいましたが、千葉市立小学校の校長会会長及び千葉市立中学校の校長会会長、そして学識経験者等、さらには、オブザーバーといたしまして教育委員会の方に参加いただきまして、今年1月まで断続的に3回の専門委員会を開催させていただき、その後、本年2月から3月にかけてパブリックコメントを実施して、専門委員会としての調査研究、取りまとめを行ったという経緯でございます。

それでは、早速ですが、資料2-1をご覧くださいませでしょうか。

資料2-1に沿いまして、検討させていただいた「千葉市環境教育等基本方針(案)の概要」をご説明させていただきたいと思っております。

今回の基本方針ですが、章立てとしましては第1章から第5章ということで、第1章は「方針の基本的事項」、第2章が「改定の背景」、第3章が「環境教育の方向性」、第4章が「各主体の役割及び市が実施する施策」、最後、第5章が「環境教育の推進体制と進捗管理」という構成でございます。

まず、第1章の「方針の基本的事項」からご説明いたします。

方針の改定に当たりまして、国内外を取り巻く様々な状況、大きな変化があるというところで、やはり世界を見ますとSDGs、そして、日本が持続可能な開発のための教育、いわゆるESDと呼ばれる持続可能な社会づくりの担い手を育む教育を進めていくところで、この持続可能な社会、SDGsを創造していく。それを目指すような考え方ということで、世界の動き、日本の動きというところがございます。

2つ目の見出しですが、家庭、学校、社会、行政、それぞれ主体の役割と方向性を示すとともに、市が実施する施策を今回定めるということです。専門委員会でのご意見の中でも、「今までは、環境教育の対象は学校の子どもたちからだったのですが、幼児教育、幼稚園・保育所など、幼少期から大学まで、青年期までの子どもたちを対象とするほうがいい。それで、さらに環境学習なり生涯学習につなげていけばいいのではないか」というご意見をいただきましたので、今回、こういった考え方を定めさせていただきます。

続きまして、2の「方針の位置付け」でございます。こちらは、国の環境教育等促進法がございます。そういった中で、平成30年6月に、持続可能な社会づくりに主体的に参加しようとする意欲を育てることが重要であるという内容等が盛り込まれ、国のほうでも率先して、今後、環境教育を進めていくと。あるいは、同じ30年に改訂されました文科省の新学習指導要領の中でも、その前文などの中で「持続可能な社会の創り手の育成」というものが掲げられまして、社会科、理科、家庭科など、関連の深い教科を中心に、環境教育に関する内容が充実しました。本市におきましても、

法律に基づく行動計画として位置付けます。

3番目の「計画期間」でございます。計画期間は、今年度から令和14年度、2032年度ということで、こちらは次期環境基本計画の終了期間と整合をとるという関係で、12年間とさせていただいております。

続きまして、第2章「改定の背景」でございます。

先ほどからお話しさせていただいている世界や日本を取り巻く状況と、2番目のこれまでの取組みということで、平成17年度に策定した方針の中では、ここに掲げております3点ほどの考え方にに基づきまして、それぞれ取組みを進めてまいりました。

そういった中でも、(2)に課題として掲げさせていただいておりますが、時々刻々と状況が大きく変化する中で、継続的な学びが非常に重要だということで、こちらにつきましても、専門委員会の中で、一過性の学びにとどまらないようにするために、学び、実践し続けていく視点が非常に重要であるというご意見を頂戴いたしました。

さらには、環境教育、様々な分野、他分野の教育との連携・統合も必要ではないか。そういったところに対しまして、課題に適切に対応する支援が必要ではないかということで、今回、背景として、考え方を整理させていただきました。

その考え方といたしましては、第3章の「基本理念」というところで掲げさせていただいております。

まず、1つ目の見出しですが、一人ひとりが環境との関わりを正しく理解して、主体的に、生涯にわたって環境保全活動に取り組むようにするべきだろうと。さらに、家庭、学校、社会、行政、それぞれの立場から環境保全・創造に向けて取り組むまちの実現を目指して、先ほどご説明させていただいたESDを踏まえた環境教育を推進するということで、基本理念を定めさせていただいております。

特に、今回重要だということで、専門委員会でも検討させていただいたのですが、2の「推進にあたっての視点」に4点ほど掲げさせていただいております。

まず、1点目の「世代・分野を超えた協働取組」でございます。SDGs等に代表されるような環境教育が、貧困とか平和とか福祉とか、様々な社会経済問題と密接に結びつきつつある中での他分野との教育、連携、統合が求められている。そういったことから、世代、組織、分野、地域、様々な多角的な視点を盛り込みまして、相互に連携して活動を行うような協働の取組みが重要であるという視点が1点目でございます。

2点目の視点でございます。「体験活動を通じた主体的・対話的で深い学び」でございますが、自然体験だけではなくて、社会・生活体験、交流体験、幅広くこれを推進する。それによって、これまでの気づき、感動を、今まではどちらかというと行政の場というイメージがあったのですが、地域や民間企業など、様々な体験の機会の場を活用させていただくことで、積極的に各主体との連携によって深い学びにつなげていく必要があるのではないかという視点。

3点目に移りますが、「持続可能な社会の実現に向けた人材育成」です。これがかなり重要だと、専門委員会の中でもご指摘いただきました。人材育成の中でも、環境保全に関する専門的な知識を有する取組みを牽引する人材が必要不可欠であろうと。そういった方々を、育成だけではなくて認定しながら、その方々が学校や地域におい

て活躍できるように、積極的に市は関わり合いを持つべきではなかろうかというご意見を頂戴いたしまして、視点に加えさせていただいております。

最後の視点になります。「ICT等の積極的な活用」でございます。文科省のGIGAスクール構想で、今、学校現場におきましては、児童・生徒が一人一人の端末、タブレットを用いて、ICTを活用した教育がこれから進められていくことから、デジタル技術の導入等を踏まえながらの体験活動も期待できるのではなかろうかというところで、この4点に、推進の視点として環境教育の方向性を定めさせていただきました。

その視点を踏まえまして、第4章に移らせていただきますが、「各主体の役割及び市が実施する施策」ということで、具体的に明示させていただいております。

1の「各主体の役割と取組み」は、平成17年に策定させていただいた基本方針の中にも位置付けてありますが、今回特に、家庭、学校、社会、行政の中で、それぞれの取組みというところを、役割に応じて具体的に検討し明示させていただいております。

それぞれの主体が自らの役割を意識しながら、連携を図りながら環境教育の取組みを推進して好循環をつくることが不可欠ということで、ちょっと分かりにくいのですが、家庭、学校、社会、行政の中に、連携のイメージという意味で丸の表示をつけさせていただいております。

こういった役割、取組みの中で、では市はどういった施策を展開する必要があるかということで、今までも環境学習モデル校の指定ですとか環境学習教材、そして様々な民間団体の方々と連携しながら、公民館の環境学習講座等を実施したところがございます。その中でも、さらに今回、新たに注力するところもがございますので、それぞれかいつまんでご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、(1)の家庭につきましては、各種普及啓発、講座の実施、市有施設等の見学ということですが、やはり、普及啓発の中でもエシカル消費ですとか、課題解決に自分たちが貢献できることを具体的に知る。それを実践していく。そういうことで、さらなる普及啓発が必要ではないか。そういったところにさらに力を入れていくべきではないかということで、基本方針の中には位置付けさせていただいております。

次に、(2)の「学校等に向けた施策」に移らせていただきます。

最初の「方針の改定にあたって」のところでもご説明させていただきましたが、やはり、幼少期から環境教育をイメージしながらの取組みが必要ではないかということで、4点ほど取組みがございます。

1点目の「活動の支援」の中では、木育の推進というところで、発達段階に適切に教材を作成するという意味で、教材ではないのですが、木製の玩具等を保育所に配布して、幼少期から木に触れることで環境意識の醸成を図るという施策例で考えており、今年度から動いております。

また、「体験の機会の場の整備・活用」といたしましては、千葉市で、避難所に指定された学校等に太陽光発電設備等を設置するということで、環境教育を学ぶ絶好の機会であるということから、あらゆる機会を通じてこういう設備についても取り入れるような、そういった体験の機会の場の活用ということで位置付けさせていただいております。

さらに、3つ目見出しの「人材育成事業」でございます。今までも、様々な環境教材で小学校の高学年から中学校にかけて取組みをされている中で、専門委員会の中でも、環境についての教材、講座を修了した小中学生を、例えば環境ジュニアマイスターというような形で認定することによって、環境意識を醸成し、それを高校、大学でさらに深掘りしていくということで、認定制度も重要ではないかというご意見をいただきました。

また、教職員等の研修ということで位置付けさせていただいておりますけれども、この基本方針を策定するに当たりまして、小中学校全ての学校に実態調査、アンケートをとらせていただきました。その中で、小学校の先生方からは、中学校もそうなのですが、なかなか時間が取れないというところで、人材派遣や人材情報のご要望が多くありました。具体的には、E S Dを学校で進めていく中で、教職員の方々への研修や勉強会の開催も今後必要ではないかと、新たに位置付けさせていただきました。

また、協働の取組みということで、大学と連携しながら行っていく部分もあるのですが、姉妹都市がございますので、そういった友好都市の学生と、例えばS D G sに関する問題について議論するような、S D G sのグローバルサミットのものを開催しながら国際的な視野を養うような、そういう施策もいいのではないかとご意見をいただきまして、こちらに取組みの例として位置付けさせていただいております。

(3)の「社会に向けた施策」に移らせていただきたいと思います。

この中では3点ほどございますが、1点目の「体験の機会の場の整備・活用」ということで、国の方針の中でも、体験をしながら主体的な深い学びをしていく必要があるという考えが盛り込まれておりましたので、本市の新たな基本方針の中でも、体験の機会の場の認定ということで、民間事業者さんも含めた認定の制度を新たに作りたくと、施策として位置付けさせていただいております。

さらには、活動の支援として補助金のご支援ですとか、イベント、これは県レベル、民間の活動団体、エコメッセちばなど、そういったところの方々との連携を引き続き実施させていただきたいと考えております。

最後になりますが、今回の特徴といたしましては、(4)の「全体に向けた施策」ということで3点ほどございます。これは相互に関係するところになりますので、詳しくご説明させていただきたいと思います。

本編の資料2-2の18、19ページ、特に19ページの絵をご覧くださいませでしょうか。今回、それぞれの主体だけではなくて全体に向けた施策ということで、新たに位置付けた内容になっております。

大きく分けて3点、「環境情報の発信・提供」「人材育成事業」「活動の支援」ということで、まず、環境情報の発信につきましては、今まで環境教育に関係する情報がいろいろなところにあったということで、それを一固まりにできるような環境教育のプラットフォームを創設したいということです。情報の一元化、供給する場を創設して、そこで人材育成、先ほどジュニアマイスターとありましたが、特に大人の方、特定の講習会を修了した方、または市内でいろいろ活動をされている団体、専門家の方々を、環境マイスターとして千葉市に登録させていただきまして、様々な分野で登録をした中で、それを一体としてホームページ等で管理、情報発信をさせていただくということを考えております。

そこで、学校や地域の方々からの講座の依頼ですとか講師の紹介というご要望は、その中を見ていただくとそれぞれの分野で見られるという内容のものがございます。一方で、先生方にもご意見を頂戴すると、どんな方が適任か、なかなか時間がなく探すことで困っているというご要望が多かったので、コーディネーター役を新たに設置して、人材の登録制度と各学校や地域の方々をマッチングする。そのようなマッチング事業を新たに考えるということで、時間の取れない方々からのご要望にも適切に対応でき、さらには気軽に環境についてご相談、学べる仕組みづくりということで掲げさせていただきました。

こういったところを、今後、この計画期間の中で順次、着実に実施してまいりたいと考えてございます。

それでは、資料２－１に戻りまして、第５章の「環境教育の推進体制と進捗管理」でございます。

今までの基本方針の中では、特に進捗管理として、環境白書等では情報を公表させていただいている中で、やはり庁内部局との連携が重要だということで、新たに千葉市の環境教育の連絡会議を設置して、その中で毎年度点検を行って進捗管理をしていこうと。PDCAの観点でそれがいいのではなかろうかと。

さらに、専門委員会でもご意見をいただいて、方針に基づく施策の進捗管理に当たっては、庁内組織だけではなくて対外的にもきちんと公表するというところで、ある意味、当然な部分があります。その中で、今後、千葉市の環境審議会の当部会等でご報告をさせていただきながら、実施結果の一覧としてホームページについても公表させていただくと。この基本方針もまた状況に応じて見直していこうということで、専門委員会で調査研究、取りまとめをさせていただきました。

これを基に、今年の２月から３月にかけてパブリックコメントを実施させていただいた結果が、資料２－３、２－４にございます。

意見といたしましては２－３にお示しさせていただいておりますが、持参の方が人数１で１件でございました。内容といたしましては、資料２－４に掲げさせていただいております。

該当箇所は本編の１１ページなのですが、内容といたしましては「行政による取り組み」ということで、「千葉市の環境の状況を積極的に発信することで、各主体と地域全体の課題を共有する」というところがございます。意見の概要といたしましては、千葉市の美浜区の浜田川の臭いが気になりましたと。水質や大気の結果を環境の教材にできないのでしょうか。きちんと地域の課題を共有することになると思います意見を出させていただいたということです。

市の考え方といたしましては、大気や水質の調査結果については、今も環境教育教材に掲載してございます。今後も積極的に発信するというところで、情報発信の視点は非常に重要だと、（４）の「全体に向けた施策」の中でも整理をさせていただいておりますので、このコメントについては、特に修正等はありませんでした。

専門委員会で取りまとめた調査研究結果につきましては以上でございます。

【前野部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、今、事務局より説明がありましたこれらの報告につきまして、委員の方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。何かございましたら。

倉阪副部長、お願いいたします。

【倉阪副部長】 内容については、もうパブコメが終わっている話なので申し上げますが、パブコメが1件というのはかなり寂しいと思いました。男女共同参画は98件ぐらい意見が来ているのに、何でこれは少ないのかなと。何か理由とか、事務局で想定しているものはありますか。

【秋山温暖化対策室長】 時期も今回は2月から3月で、タイミング的にどうなのか分かりませんが、適切な広報等も含めて全てやりましたし、学校等への働きかけも行った中での結果だったということで、特に所感というのは今のところ持っていないと思いますが、これからでも関心を持っていただけるように、様々な情報発信が必要ではないかと感じております。

【倉阪副部長】 ありがとうございます。

【前野部長】 ほかにご意見、あるいは何かコメント等ございますでしょうか。ご質問でも結構ですが。

【伊藤委員】 ご説明ありがとうございました。

内容につきましては特にございませんけれども、1点だけ、確認というか教えていただければと思います。

先ほど、学校教育、教育基本方針ですから当然なのでしょうけれども、この内容について進めていく過程において、学校側からこういったご意見があったのか、また、学校側から要望等は何かあったのか。もしあれば、教えていただければと思います。

【秋山温暖化対策室長】 学校側からのご要望としては、アンケートを令和2年の8月に、小学校110校、中学校55校に対して実施させていただき、コロナ禍ですがいろいろご回答をいただきました。学校の課題ということで、先ほどご説明させていただいた新学習指導要領は、ESD（持続可能な開発のための教育）を学校で今後実施していかなければいけないと。「今後実施したいが内容が決まっていない」というのが大多数で、ESDを取り入れた教育方法について、先生方は困っていらっしゃるようです。そういった中で、例えば夏の先生方の勉強会の中で、研修会ですとか勉強会をできないかというご要望はいただきました。

教材についても、先ほどご説明を省略してしまいましたが、今までは、環境教材ということで紙を中心に配布させていただきました。小学校については、やはり紙も、校外学習に持っていくことで必要だということですが、小中学校ともデジタル教材を中心に提供していただけないかと。

あとは、教員向けの解説書ですとかデータ集とか、先生方が、時々刻々変わる中でデータをインターネットのいろいろなところから引っ張ってくる。果たしてこれが本当かどうか、いろいろな考えの中で四苦八苦されていると、校長会長からもお話を補足的にいただいております、そういったご支援の要望がございました。これに対して、この基本方針の中でもきちんと対応できるように、施策を盛り込んで取りまとめさせていただいたところでございます。

【伊藤委員】 ありがとうございました。細かいことは、また確認をさせていただければと思いますので、内容についてはおおむね理解いたしました。ありがとうございます。

【前野部長】 よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

私も、この計画の報告の作成に当たっては、やはり時々刻々いろいろな状況が変化しておりますので、この報告にまとめきれなかった部分等ございます。ですので、計画の期限内に、必要に応じていろいろなことを入れて変えていく、変更するということはあり得るかなと思います。ただ、報告そのものはこれでやりますが。

私などが少し考えても、最近ですと、総務省あるいは国交省などでビッグデータがオープンになっております。パブリックに、法的にオープンになっているものがございまして、それをどう使っていくのかということも、千葉市の企業、教育機関と連携しながら何かできないかなということも考えられます。

また、スマートフォンがとても普及しております。ほとんどの子どもさんたち、学生さんたちもスマートフォンを自由に使っております。アプリケーションも本当に様々なものが出ております。ですから、そういったものとうまく連携して、例えばフードロスの対策とか、エネルギー対策とか、情報をICTの教育に絡めたような、何かプログラムコンテストのようなものも開けるのではないかと考えてはいるのですけれども、まだこの報告に入れるまでには至っていないというような状況です。

この報告を出しておしまいということはございません。これを報告しました期間内にいろいろ行っていくときに、状況に合わせる、あるいはICTの環境に合わせていくようなことがあっても、当然いいのではないかと思いますし、また、そうしないと全体としての環境基本計画の非常に高いハードルになかなか追いつかないと思っております。ぜひ、今後につきまして、いろいろなご意見も賜りたいと思います。

この報告書につきまして、ほかにももしご意見、ご質問等、修正も含めてありましたら、今この場でご提示いただければ幸いかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【石崎委員】 千葉県の石崎です。

計画そのものについてはこれまでずっと練ってこられたということで、この案で特に問題ないと思っております。

実は、大変恐縮なのですが、せっかく今日皆さんにお集まりいただいたので、情報等あったらお聞きしたいと思っております。それは県の計画でも若手の人材育成がテーマになっていて、千葉市の計画でも位置付けられていると思うのです。例えば、倉阪委員にも何かアイデア等あればお聞きしたいのですが、今、千葉大などでも大学生の自主的な活動が非常に盛んに行われていまして、こういった環境教育などの面で人材として卒業後も活動してくれるような人を育成するとか、そういった面を見たときに、例えば大学と行政は、こういったコラボや連携の可能性のあるのかというところで、もしご意見があればお聞きしたいと思っています。いかがでしょうか。

【倉阪副部長】 ありがとうございます。千葉大で、環境マネジメントシステムを学生主体でやっているということで、そういった形では一種自主性ではあるのですけれども、彼らには単位を出しますので、単位目当てで取りにくるというのも当然ありますので、完全な自主性ではありません。

そういう学生に対して、就活のときにちゃんと使えるように、彼ら彼女らに認定証というものを出示して、千葉大学の環境マネジメント実務士という認定証を出して、エントリーシートにそれを書いてもらって、それを就活のときに題材にしてもらおうという試みはしております。そうすると、就活の際にそういった興味・関心を生

かすような進路を選ぼうとするなどの効果もあるのかなと思っております、その辺りまでの工夫をしております。ただ、就活の後、卒業した後、そこについてコントロールはできませんので、就活の場面で使えるような資格を出すまでの取組みということになります。

【石崎委員】 どうもありがとうございました。

【前野部会長】 倉阪副部会長、それに関しまして、実務士の認定の母体は、何か委員会のようなものがあって認定されているのでしょうか。あるいは、大学で認定しているのでしょうか。

【倉阪副部会長】 千葉大学長が出す認定証です。要項をつくって、それに合致している人に出しています。これまで540人ぐらい出しています。

【前野部会長】 では、かなり公的で、だんだんOBも増えて。

【倉阪副部会長】 はい、そうですね。OB会もやっております。

【前野部会長】 分かりました。ありがとうございます。

石崎委員、よろしいでしょうか。

【石崎委員】 はい、非常に参考になりました。実は、我々も事業化するのにどういった方法がいいのかをちょうど模索しているところですので、今のような話は非常に貴重なご意見だったと思います。どうもありがとうございました。

【前野部会長】 千葉大でうまくいっておりますので、ひょっとしたら千葉県の中の高等教育機関、あるいは高校で認定する手段がありそうな気もいたします。ぜひ、その辺も今後の課題として進めていければと思っております。ありがとうございました。

それでは、大分ご議論いただいたところでございますので、そろそろまとめたいと思います。ご質問、ご意見がありましたが、特に修正のご意見はありませんでしたので、この件につきましては事務局よりご説明いただいた当初案どおり市に答申したいと思いますが、それでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【前野部会長】 ありがとうございます。それでは、この形で千葉市長宛てに答申したいと思います。今、画面共有で答申の案が出ております。

それでは、答申書を読み上げたいと思います。

千葉市長 神谷俊一様

千葉市環境審議会 会長 岡本眞一

千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針の見直しについて（答申）

令和元年8月5日付け31千環環保第552号で諮問のありました標記の方針について、当審議会環境総合施策部会において、慎重に審議を行った結果、別添「千葉市環境教育等基本方針」のとおり、結論を得たので答申します。

以上でございます。

【安西環境保全部長】 ありがとうございました。ただいま、前野部会長から答申をいただいたところでございます。本来であれば、この場で押印された答申書を前野部会長から手渡しでいただくところではございますが、今回は画面の共有をもちまして、答申に代えさせていただくことになりました。

なお、後日押印しました答申書の写しを委員の皆様にお送りさせていただきます。

改めまして、千葉市環境教育等基本方針について答申をいただきありがとうございました。

【前野部会長】 では、よろしくお願いいたします。以上でございます。

なお、これを持ちまして、環境教育等推進専門委員会における調査・研究が終了いたしましたので、これに特化しておりました本専門委員会を廃止したいと考えますが、いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【前野部会長】 ご異議ございませんようですので、それでは環境教育等推進専門委員会は本日をもって廃止することといたします。

これを持ちまして、議題２の審議は終了となります。どうもありがとうございました。

《議題３ 千葉市地球温暖化対策実行計画について（諮問）》

【前野部会長】 それでは、引き続きまして、議題３に移らせていただきます。議題３の「千葉市地球温暖化対策実行計画について」ですが、千葉市長から諮問がございしますので、よろしくお願いいたします。

【安西環境保全部長】 それでは、諮問させていただきます。

千葉市環境審議会会長 岡本眞一様

千葉市長 神谷俊一

千葉市地球温暖化対策実行計画について（諮問）

千葉市環境基本条例第２７条第２項の規定により、千葉市地球温暖化対策実行計画について、下記に理由を添えて諮問します。

なお、諮問理由につきましては、後ほど所管課から説明いたします。

以上、諮問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【前野部会長】 これでよろしゅうございますね。それでは、承りました。

事務局から説明をお願いいたします。

【秋山温暖化対策室長】 温暖化対策室、秋山でございます。

本諮問につきまして、諮問理由をまずご説明させていただいた後、当該実行計画の策定について、資料を基にご説明させていただきます。

諮問理由でございますが、資料３－１の下段をご覧ください。

本市では地球温暖化対策の推進に関する法律第２０条の３の規定に基づきまして、平成２４年３月に千葉市地球温暖化対策実行計画を策定したところでございます。その後、平成２８年１０月に一度改定しまして、２０３０年度を目標年度として、温室効果ガス排出抑制のための施策を推進して参ったところでございます。

一方で、本年５月２６日に成立いたしました改正温対法におきまして、パリ協定・２０５０年カーボンニュートラル宣言、国の宣言等を踏まえた基本理念の法律の中の新設、さらには地方公共団体の実行計画において、施策の実施に関する目標を定めること等が追加された中で、さらに昨年１１月になりますが、「千葉市気候危機行動宣言」の中で、２０５０年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言したことを踏まえまして、この当該実行計画につきまして抜本的な見直しが必要であると判断したことから、新たな策定に当たりまして当審議会の意見を求めることといたし

ましたのが、この理由でございます。

続きまして、資料３－２をご覧くださいませでしょうか。今後の実行計画の策定について、まず、国の動きを若干ながらご説明させていただいた後、本市の今後の動きについてご説明させていただきます。

まず、「１．国際的な枠組みについて」でございます。２０１５年のパリ協定の中で、世界的にかなり平均気温が上昇しているということで、ＩＰＣＣの報告でもございましたが、産業革命以前に比べて２℃よりも低く保つ、できれば１．５℃に抑える努力をしていくということを世界の共通目標としたというところでございます。

２といたしまして、国における２０３０年、２０５０年に向けた動きといたしまして、見出しが３つございますが、まずは先ほどご説明させていただいた地球温暖化対策推進法の改正で、これは来年春に施行予定です。この中では、法律に２０５０年カーボンニュートラルの実現を明確に位置付けたというのが１つ目の見出しです。我々は自治体向けの実行計画の中でも、きちんと施策の実施に関する目標を追加、さらに、市町村は地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業、こちらは地域脱炭素化促進事業と法律の中で明記されておりますが、それに係る促進区域や環境配慮、地域貢献等に関する方針を定めるよう努めることも明記されてございます。

②に移りまして、国はこの７月に地球温暖化対策計画（案）を公表しております。その中でも、現行２３％という温室効果ガス排出量を、２０１３年度比４６％削減に倍増するという目標を掲げております。エネルギー起源の二酸化炭素につきましては、２０３０年において２０１３年度比４５％削減の水準とするということで、それぞれ産業部門から業務、家庭、運輸という形で、現行からかなり削減率が上乗せされております。特に産業部門については、現行７％から３７％、業務部門については４０％から５０％、家庭部門については３９％から６６％と、かなり高い削減率を上乗せしております。運輸部門につきましては、現行２７％から３８％。こういった形で４６％を目指しているということでございます。

③に移らせていただきまして、第６次エネルギー基本計画の素案も資源エネルギー庁で７月に公表されておまして、特に２０３０年度の電源構成案として、再生可能エネルギーの割合を現行では２２～２４％のところを、３６～３８％という案が出されております。こちらにつきましては、今後国で議論がなされると伺っております。

続きまして、千葉市の状況ということで、最近の状況についてご説明させていただきますと、①で「千葉市気候危機行動宣言」を公表したと先ほどご説明させていただきました。

参考資料１をご覧くださいませでしょうか。千葉市では、令和元年の房総半島の台風と大雨被害で尊い命が失われるなど、大きな被害を受け、長期停電もございました。こういった経験を教訓として、「災害に強いモデル都市」を作るということで、災害政策パッケージ等を令和２年１月に策定し、電力の強靱化等の取組みを進めているところでございます。そういった中で、国の動きと相まって、今年は市制１００周年でございますが、それを目前に控えた中で、令和２年１１月２０日にそれぞれ千葉市民、団体、企業、大学、行政、様々な主体がこの気候危機を共有して連携しながら、二酸化炭素の抑制に向けた緩和と気候変動の影響に関する適応という２つの側面で

立ち向かっていこうということで、宣言を発出いたしました。

宣言は3つございまして、1つ目は消費エネルギーの削減や再生可能エネルギーの創出に加え、再エネ由来の電力を活用することによって2050年の実質ゼロを目指していこうと。2つ目は、自然災害や健康被害の影響に対する適応についても取り組んでいこうと。3点目は、市役所だけではなく各主体がこの気候変動に関する危機意識を共有して、自ら行動を起こしていただくことがとても大事だということで掲げております。

参考資料2をご覧くださいと思います。今年7月に、千葉市と株式会社ウェザーニューズ、気象会社との気候変動への対策の推進に関する協定ということで締結したことを紹介させていただきます。本市とウェザーニューズでは、第2条の連携事項でございしますが、今後、熱中症対策の推進や環境学習・環境教育の推進、そしてウェザーニューズさんの持つ様々なデータで気候変動の影響評価に関すること、さらには市内の環境資源の有効活用に関することなど、様々な連携について今回締結して、今年度から少しずつ取組みを進めていこうというところでございます。こういったところで、少しずつではございますが、取組みを加速したいと考えております。

資料3-2に戻りまして、2ページでございします。現状の千葉市地球温暖化対策実行計画について、目標と状況についてご説明させていただきたいと思います。

まず、1の目標についてですが、基準年度2013年度から2030年度の目標ということで、区域施策編、これは市域全体ですけれども、約13%の温室効果ガス排出量の削減目標。事務事業編は市役所の事務事業からの排出量ということで、約22%といった目標を掲げておりまして、達成状況につきましては、2の下の方の棒グラフ等をご覧くださいと思います。市域全体としては、基準年度が1,577万2,000tという排出量でした。直近では、2017年度の実績でまとめさせていただいて、1,549万4,000tということで、大体2%弱の削減量という形で、2030年はこのままの延長線上ではなかなかこの状況でも目標はクリアできないという中で、2050年は現計画でも8割の削減ということで目標設定をしております。

一方で、2050年、カーボンゼロになりますと、この部分、315万tをさらに追加で削減しなければいけないという、非常に厳しい状況でございします。こういったところをご説明させていただきます。

3ページをご覧ください。実際に市域の中で部門ごとにこういった排出量になっているかということです。まず、千葉市の特徴といたしましては、産業活動が活発ということで、産業部門が大体6割強、業務が12%、家庭部門が10%弱、運輸部門が11%、その他という比率になっておりまして、かなり産業部門の割合は大きいという状況でございします。

千葉市役所の事務事業についての目標、実績でございしますが、単位がこれはちょっと違いまして、約21万9,408tの2013年度の基準に対しまして、直近で2019年度になりますけれども、21万1,378tで、大体マイナス4%弱、3.7%の削減の状況ということで、2030年度までに、こちら掲げさせていただいておりますが、大幅に見直しが必要ではないかという考えでございします。

現行計画の目標と現状のご説明については以上でございまして、4ページをご覧ください

いただきますと、お時間の都合で省略させていただきますが、現在実施している事業で、産業、業務、家庭部門、運輸部門、そして、市域の中の事務事業ということで、そこに掲げさせていただいた取組みを展開させていただいております。

最後になりますが、この諮問を受けて今後策定について考えていかなければいけないということで、策定の方向性とスケジュール感を掲げさせていただいております。

まず、策定の方向性の1点目です。2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを長期目標として、2030年度を目標年度、中期的な目標年度を2040年度としていくということで考えたい。

2つ目ですが、その長期目標達成に向けて、今までは積み上げ方式、フォアキャストといいます。そういったところで実際の施策の実現可能性等を勘案しながら目標をつくって設定していったということです。今回は抜本的な見直しの中で、2050年をカーボンニュートラルということで、先ほどの長期行動宣言の中でも位置付けております。2050年にゼロとなつて、2040年、2030年ということで、バックキャストの手法で目標年度を設定していこうということが2点目。

3点目ですが、今までも取組みはしている中で、さらに強化をしていかなければいけないという認識がある中で、建物の省エネルギー化やゼロエネルギー化、次世代自動車のさらなる普及、再生可能エネルギーの導入、様々な手法を組み合わせ市域全体で脱炭素化に取り組まないと、2050年カーボンニュートラルの達成は非常に厳しいという危機意識を持っております。こういった中で、今までは個別計画として千葉市の再生可能エネルギーの導入計画を平成30年6月に改定して位置付けていたところですが、この再エネの導入につきましては、目標、施策を今回の実行計画の中に併せて位置付けて、明確に分かりやすくしていこうということでございます。そういう配慮もさせていただきたいと考えております。

最後に4点目ですけれども、現計画の中では、適応に関する取組みは考え方や方向性としては位置付けておりますが、気候変動適応法に基づく地域の気候変動適応計画として、きちんと位置付け盛り込むということを、最後に方向性としてご説明させていただきたいと思っております。

これらの方向性で策定を進めるに当たりまして、専門的知見が必要であると考えておりまして、当部会に設置されております地球温暖化対策専門委員会において検討を開始していただきたいと考えております。

最後に、策定のスケジュール案でございますが、本日、環境審議会環境総合施策部会で諮問させていただいて、できれば10月下旬辺りに第1回の専門委員会を開催して、今年度中には脱炭素のビジョン、こういったところで市は今後市域に向けて取組みを強化していくべきかという方向性について、粗々ですがまとめつつ、来年度から具体的な施策、取組みの中身といったところをきちんと精査していきながら、2022年11月には当部会で中間報告をさせていただきまして、実行計画の中の素案をさらにご意見を頂戴しながら専門委員会に持ち帰り、検討しつつ、2023年3月に当部会で答申をさせていただきたい。スピード感を持ってやらなければいけないという認識の中で、並行して市の取組みはさらに拡充していかなければいけないと考えております。

2023年の4月にパブリックコメントでご意見を募集し、6月には計画を策定と考えております。また、環境局だけでは温暖化対策を進められず、それぞれの分野で脱炭素の視点で取組みを進めていかないと、2050年カーボンニュートラルを達成できないと考えております。専門委員会だけではなく、新たに庁内でワーキングを立ち上げまして、関係各課に働きかけながら施策を検討していきます。人口減少社会を迎えながらエネルギー効率のよいコンパクトなまちづくりが求められていると思いますので、こういったところについても、都市計画の部門のご意見などをいただきながら進めてまいりたいと考えております。今回がスタートであり、キックオフという認識で考えてございます。

以上でございます。

【前野部会長】 ありがとうございます。

ただいま事務局説明をいただいたのですが、これは容易ならぬことを目標にしなければいけないということで、ちょっとため息をついてしまいました。

委員長の感想としては、自然に生えているもの以外は燃やすなという対応をしていくようなことでございまして、燃やしても全部そこからエネルギーを掘り出してやれというような要求に近いので大変なのですが、ただ、これは大きな目標、理想を掲げてありますので、ただいまの事務局の説明につきまして、委員の方から、時間があまりないのですけれども、これからいろいろ議論するとしまして、まずはご意見いただければと思います。よろしくお願いいたします。

倉阪副部会長、お願いします。

【倉阪副部会長】 今、秋山温暖化対策室長もおっしゃっていましたが、環境局だけでは対応できない課題ですので、部局横断的にやっていただきたいと思います。

それから、恐らく千葉市内、千葉市域だけでは対応できない可能性もありまして、そこは自治体間連携のようなものを将来的にやっていって、土地がたくさんあってソーラーシェアリングとか、環境にあまり影響を与えないような形の太陽光を置けるようなところをたくさん持っているところと連携していかないと、多分、うまくいかないこともありますので、そういったことまで視野に置いて、実現への筋道というか、これを書いていく必要があるかと思います。

具体的には専門委員会のほうで議論していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【前野部会長】 倉阪副部会長、ありがとうございます。

ほかに、ご質疑あるいはご意見はございますでしょうか。ございませんか。

石崎委員、お願いします。

【石崎委員】 意見ということではなく確認させていただきたいのですが、事務事業編についても同じタイミングで改正する心づもりなのかということを教えていただきたいというのが1点目です。まず、それをお願いします。

【前野部会長】 これにつきましては、事務局いかがでしょうか。千葉市のほうからご説明があれば。

【秋山温暖化対策室長】 事務事業編につきましても、併せて検討していきたいと思ひまして、今、国の動きを見ますと、今年中に地方自治体向けの温暖化対策実行計画のマニュアルというか、こういうものをつくったほうがいいのかという

計画事項的なところが、今回都道府県・政令市だけではなくて、市町村も作成に努めるべきという形になっております。来年度に入りますと、国のマニュアルに基づき説明があるということで、それを待っているとやはり先延ばしになってしまうということで、今回、早めに諮問させていただきまして、検討に着手させていただくということです。ですので、そういった実行計画、マニュアル等も併せて見ながら、専門委員会で情報共有させていただき、できるだけ前倒しで進めていきたいと思ひまして、事務局としては、今できることから着手していきたいという気持ちでおります。よろしくお願ひいたします。

【石崎委員】 ありがとうございます。あと2点ありまして、これは一遍にお伺ひします。

この検討の中で、例えば実態調査とか、そういったものはいつ頃予定されて組み込まれるのかというのが一点。もう一点は、ちょっと違うのですが、促進区域については現時点でどんなお考えを持っているのか。発言できる範囲で結構なのですが、その2点をお伺ひできればと思っています。

【前野部会長】 いかがでしょうか。これにつきましてご回答いただければと思います。事務局側はどうでしょう。

【秋山温暖化対策室長】 まず1点目の実態調査につきましては、速やかに実態を把握したいと考えておりまして、毎年、二酸化炭素排出量、温室効果ガス排出量の算定ということで、委託をかけながら実態を把握しているところでございます。一方で、国のほうでも、実態のデータについての公表の仕方というのを、今までは例えば事業者全体の排出量のみしか公表しなかったところを、今度は事業所単位とか、まさに状況が変わってきております。そういったところの状況も見ながら実態を進めさせていただきながら、またバックキャストということで、目標もあるべき姿を意識しながらつくっていくということを考えなければいけないということで、今までやったことがないような計画づくりになるのかと考えてございます。

2点目の促進区域の考え方でございますが、法律の中で読ませていただきますと、本年度中に促進区域の基準を明確にしていくということでございます。自治体で勝手に促進区域を指定することはできないと思っております。協議会等、それぞれ国のほうでは適宜開催して、関係者の意識醸成を図りながら、必要に応じて促進区域を定めるというふうになっております。こちらについても、千葉市で促進区域としてあらかじめ設定するべきところがあるのかということもまだ見えない状況でございますので、先ほど倉阪委員からもお話ございましたポテンシャルということも見ながら、さらに自治体間連携というのも当然視野に置いてございます。そういったところを見ながら、促進区域の考え方も整理し、計画にどう盛り込むかということも併せて検討していく一つの視点であろうかと思ひます。

答えになっていないかもしれませんが、走りながら考えていく部分ではなかろうかということでございます。併せて、千葉県さんとも意見交換させていただきながら、県のお考えも教えていただきたいと、この場をお借りしましてお願ひさせていただきます。

【石崎委員】 ありがとうございます。県もやはり試行錯誤ですので、一緒に情報交換させていただきながら、ぜひとも良い計画をつくっていただいて、他の市町村がそ

れに追随していただけるということで、非常に大事になりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

【前野部会長】 県と千葉市も連携が非常にうまく取れるようになっていくかと思っております。ぜひ連携して、県の中でもトップランナーとしてやっていければと思っています。よろしくお願いいたします。

ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

具体的にはいろいろなことがありまして、先ほど倉阪副部会長からもお話がありましたように、やはり市単独ではなかなかできないこと、それから、各事業所あるいはそれぞれの単位ではなかなかできないことがありますので、ある程度ブロック化したり、クラスター化したり、何か連携をしていくわけですが、その基準もまだ定めておりませんし、どこからできるのかもいろいろ検討しなければいけないことがいっぱいあるかと思います。また、それと並行して今あることを、できるだけいろいろなことを可能な限りの手を尽くしていく形かと思っています。

一例を挙げると、例えば新しく家を建てるZEH（ゼッチ）ゼロエネルギーハウスでも、窓の断熱についてはあるのですが、壁の断熱も、千葉県は暖かいので断熱材の基準も暖かいほうの基準でやっているのですけれども、実は東北・北海道はそれぞれの寒冷地基準を持っておりまして、断熱材の厚さが5cm、10cm、15cmとかなり違います。寒冷地仕様にするると一挙にクーラーの効率が上がるので、そういったところに、例えば市として補助ができるのかとか、窓の断熱もそうですが、同じようなことがいろいろあるのではないかと思います。これもそれぞれの専門の方からいろいろのご意見を伺って、全ての手を尽くした上で連携をどんどんやっていくという形になるかと思っています。よろしくお願いいたします。

ほかにご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

時間もございますので、今回の諮問事項につきましては、専門的な調査、研究が必要ですので、今後、地球温暖化対策専門委員会におきまして、具体的な検討を進めていただくことにいたしたいと考えておりますけれども、よろしゅうございましょうか。

（異議なし）

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、地球温暖化対策専門委員会につきましては、審議会委員の改選がございましたので、改めて委員を選任する必要がございます。千葉市の環境基本条例第29条第2項の規定では、部会に設置されている専門委員会の委員は部会長が指名する委員で組織することになっていまして、私が指名することとなっておりますけれども、事務局で案がございましたらご提示いただけますでしょうか。お願いいたします。

【秋山温暖化対策室長】 部会の中に専門委員会を設置ということで、ご提示させていただきましたのは、今回の部会委員の中から4名の方、倉阪委員、鈴木委員、福地委員、前野委員、それぞれの専門的な立場からご助言いただきながら、専門委員会をさせていただきたいと考えております。

また、臨時委員におきましては、これは一旦の案ということなのですが、特に千葉市ですと、大企業につきましては、当然国の手厚い支援の中でそれぞれ自主的な取り組みがなされるであろうということで、やはり体力が乏しい中小企業関係者の方のご

意見はいただかなければいけないだろうと。また、エネルギー事業者ですとか千葉市ですと適地としては太陽光が中心になってくると思われることから太陽光発電関係の事業者。また、先ほど前野部会長からもございましたけれども、建築関係です。特に断熱とかそういったところ、新築や既設の住宅といったところ、戸建てだけではなくて集合住宅といったときの取組み、これは一体となって全てやっていかなければいけないだろうという考え方の下、建築の関係者。また、適応策についても検討していかなければいけないということで、適応の関係者。気候変動対策は様々なデータに基づいての客観的なエビデンスといいますか、そういったところからのご意見も頂戴したいということで、気候変動対策の関係者。そして、やはり今回一つの切り口としては農業ということで、千葉市内でも営農型太陽光をされている事業者さんがいらっしゃると思いますが、農業の切り口でご意見をいただきたいと。最後になりますが、まちづくりです。人口減少社会の中でのコンパクトなエネルギー効率のいいまちづくりに向けて、都市計画、交通関連事業者さんのご意見というのは必ず聞いて進めるべきだということで、かなり幅広い臨時委員の方々にご出席いただいて、ご意見を頂戴しながらまとめて、実現可能性の高い行動計画としての実施計画をまとめていきたいと考えております。

専門委員会の名簿の案のご説明につきましては、以上でございます。

【前野部会長】 ありがとうございます。

ただいま、事務局案が示されました。私としてもこの案のとおりでよいのではないかと考えております。ＩＣＴの関係が未確定なところはあるのですが、先ほどご説明がありましたように、それぞれの分野でビッグデータであるとかＩＣＴと関連しておりますので、割と情報系に強い、例えば木更津高専の福地委員、情報系の先生方、教授、准教授の方でビッグデータをされている方、あるいは千葉大の情報系の方からのご協力を得ながら、うまく進めていければと思っております。これは参考意見でございますが、ご提示された案のとおりでよいのではないかと思いますので、特段ご異論が今ないようでしたら、このまま私の指名とさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【前野部会長】 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、地球温暖化対策専門委員会の委員の指名につきましては、事務局案のとおりといたしまして、各委員の決定は今後お知らせいただきたいと思います。各委員の皆様には、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の議題は全て終わりました。事務局側に進行をお返しいたしますので、連絡事項等があればお願いいたします。

【奥村環境総務課長補佐】 前野部会長、ありがとうございます。

それでは、事務連絡申し上げます。本日の議事録につきましては、会議の冒頭でお知らせしましたとおり公開することとなっております。事務局にて案を作成後、委員の皆様にご確認いただきまして確定し、市ホームページで公表いたします。

それでは、以上をもちまして、第１回環境総合施策部会を終了します。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

１８時１２分 閉会

